

社援保発0627第1号  
平成30年6月27日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
（公印省略）

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の  
一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年7月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社 保 第 3 4 号 昭 和 3 8 年 4 月 1 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 資産の活用</p> <p>問1～6 (略)</p> <p>問17 次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを相当としないもの」としてルームエアコンの保有を認めてよいか。 答 お見込みのとおりである。</p> <p>問18～23 (略)</p> <p>第4～6 (略)</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p>問1～97 (略)</p> <p>問98 局長通知第7の2の(5)のアの(ア)のc及び同通知第7の2の(6)の<u>アの(オ)</u>にいう「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合」に布団類又は家具什器費を支給する際、緊急やむを得ない場合は、転居時点で実施責任を負っている実施機関が支給してよいか。</p>	<p style="text-align: right;">社 保 第 3 4 号 昭 和 3 8 年 4 月 1 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 資産の活用</p> <p>問1～6 (略)</p> <p>問17 <u>寝たきり老人、身体障害者等のいる世帯が、当該寝たきり老人等の身体状況又は病状からルームエアコンを利用している場合であって、その保有が社会的に相当であると認められる場合は、当該地域の普及率が低い場合であっても次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを相当としないもの」としてルームエアコンの保有を認めてよいか。</u> 答 お見込みのとおりである。</p> <p>問18～23 (略)</p> <p>第4～6 (略)</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p>問1～97 (略)</p> <p>問98 局長通知第7の2の(5)のアの(ア)のc及び同通知第7の2の(6)の<u>オ</u>にいう「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合」に布団類又は家具什器費を支給する際、緊急やむを得ない場合は、転居時点で実施責任を負っている実施機関が支給してよいか。</p>

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。ただし、特別基準の認定や支給後の状況確認に関して、転居前後の保護の実施機関において、暖房器具及び冷房器具の購入を含む特別基準の認定について整合のとれた対応となるよう十分な協議連絡を行うこと。また、支給後の状況確認を転居先の保護の実施機関において行うことを取り決める等、連携を図ること。

問 99 局長通知第7の2の(6)のイの「暖房器具」の支給に当たり、暖房機能に加えて、冷房機能を有する器具の購入を認めてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

この場合の特別基準の額については、局長通知第7の2の(6)のウの「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯に該当する場合は50,000円の範囲内とし、「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯に該当しない場合は20,000円の範囲内とすること。

また、局長通知第7の2の(6)のウの「冷房器具」の支給に当たっても、冷房機能に加えて、暖房機能を有する器具の購入を認めて差し支えない。

なお、冷房器具と暖房器具のいずれも所持していない「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯については、両方の機能を有するものを購入するよう勧奨されたい。

問 100 局長通知第7の2の(6)のウの「熱中症予防が特に必要とされる者」とは、どのような者が該当するのか。

答 体温の調節機能への配慮が必要となる者として、高齢者、障害（児）者、小児及び難病患者並びに被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、保護の実施機関が必要と認めた者が該当する。

問 101 局長通知第7の2の(6)のウに「熱中症予防が必要となる時期」とあるが、必要となる時期はどのように判断すればよいか。

答 保護の実施機関において、被保護者が居住する地域の気温の状況、被保護者の健康状態や、都道府県衛生主管部局等における熱中症予防に関する注意喚起の状況等を総合的に勘案の上、判断されたい。

第8～14（略）

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。ただし、特別基準の認定や支給後の状況確認に関して、転居前後の保護の実施機関において、暖房器具の購入を含む特別基準の認定について整合のとれた対応となるよう十分な協議連絡を行うこと。また、支給後の状況確認を転居先の保護の実施機関において行うことを取り決める等、連携を図ること。

（新規）

（新規）

（新規）

第8～14（略）